

補助金調書

補助金名	高速鉄道事業費補助金				担当課 (連絡先)	交通局 総務部 経理課 (TEL 732-4114)	
交付先	■ 団体	高速鉄道事業会計			区分	外郭団体等への補助金	
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期			-		
(公募の場合) 応募要件	-						
(非公募の場合) 非公募の理由	-						
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	41	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	企業会計は地方公営企業法第17条の2「経費の負担の原則」に基づき、地方公営企業の経営に伴う収入をもって運営する独立採算であるが、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費」等は、一般会計が負担することとなり、毎年度総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」(繰出基準)に基づき一般会計から補助金の交付を受けている(一部は公共目的に合致するため、繰出基準以外の補助金もあり)。						
補助金の終期	設定しない	延長回数	-	回			
終期を延長する理由	-						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○交付対象となるのは、原則として毎年度、総務省から通知される「地方公営企業の繰出金について」(繰出基準)に基づくもの。 (例)平成27年度繰出基準 第4 交通事業 5 地下高速鉄道の緊急整備に要する経費					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 -						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	18 件	16 件	16 件			
	6,804,384 千円	5,364,291 千円	5,473,991 千円	5,527,653 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	【地下鉄緊急整備事業特別債元利償還金補助金】 3,801,370千円 ○地下鉄緊急整備事業(七隈線:金山~天神南間)の事業費の80%について、企業債(特別債)の発行を認め、その元利償還金の3分の2相当額について一般会計から補助を行うもの。 【高速鉄道事業特例債元利償還金補助金】 608,206千円 ○地下鉄事業の経営改善を図るため、地下鉄建設のために借入れた企業債から生じる支払利息相当額を対象に、再度企業債の発行を認め(特例債)、その元利償還金について一般会計から補助を行うもの。						
補助金交付 による効果	地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化を促進し、その経営基盤を強化する効果がある。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。